平成２３年（フ）第８５号
大阪市東住吉区住道矢田３丁目６番６―138号
破産者　芦田　悦子
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９６号
大阪府阪南市下出265番地の４
破産者　井川　　保
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５６号
大阪府門真市野里町８番20号
破産者　橋本　真美
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８６号
大阪市平野区長吉川辺３丁目８番17―801号、前住所大阪市平野区長吉川辺３丁目17番29号
破産者　セステックこと　杉浦　利伸
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１３号
大阪市淀川区塚本５丁目５番21号　ホープパレス新塚本　204号
破産者　鈴木ヨシ子（旧姓林）
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２４号
大阪府摂津市一津屋１丁目34番１―412号
破産者　オートショップイングこと　兼重　進
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０１８号
大阪府富田林市久野喜台２―３　金剛団地135棟208号室、住民票上の住所大阪府富田林市寺池台１丁目９番60―304号
破産者　柳川　義博
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４３９号
堺市中区大野芝町203番地３、前住所堺市西区草部1646番地６
破産者　尾上建工こと　尾上　裕紀
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６８１号
堺市北区北花田町４丁117番地２　レジーナ15番館303号
破産者　湯浅　裕之
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９８９号
広島市安佐北区口田南２丁目18番８号、申立時の住所広島市安佐南区高取北３丁目10番22―1006号
破産者　松本　一雄
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９９０号
広島市安佐北区口田南２丁目18番８号、申立時の住所広島市安佐南区高取北３丁目10番22―1006号
破産者　松本　エリ
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１２号
広島市安佐北区落合南２丁目38番７―201号メゾン高陽台Ａ、開始決定時の住所広島市安佐北区落合南１丁目10番９―602号
破産者　和牛焼き肉これじゃん・釜のやこと　西田　正昭
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７８８号
広島市東区牛田旭２丁目６番13―301号
破産者　筒井　　寛
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６２７号
札幌市豊平区月寒中央通７丁目１番25号　ムーンシャトー202号
破産者　松尾　明美
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３号
盛岡市上田２丁目４番１号、旧住所盛岡市北松園３丁目24番６号
破産者　舟生　義弘
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２９１号
福島県いわき市鹿島町飯田字八合16番地の２、前住所福島県いわき市鹿島町御代字柿境34番地　市営住宅１―６号
破産者　工藤　直子
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成１９年（フ）第３５７５号
横浜市戸塚区原宿２丁目５番13―201号
破産者　田中　将憲
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８４６号
神奈川県藤沢市石川２丁目19番地の４
破産者　青柳　由美
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部